

令和3年第2回定例会 建設環境委員会 議案及び請願審査経過報告書

議案第51号 市道路線の認定 について

○この道路の半分は新しい道路のようだが、説明を求める。

●東側にあたる道路は、平成28年9月に開発を行い、位置指定道路として作られた53メートルの道路であり、今回認定する道路は、位置指定道路53メートルを含む、全体延長121.26メートルである。

議案第52号 市道路線の認定 について

○傾斜の激しい勾配のあるところだが、起点を右に折れて、奥州道の交差点へ行く間、雨水を食い止められるのか。

●道路の勾配が約5%となるが、道路構造上は問題ない勾配であり、浸透井と横断側溝を入れ、雨水を受けける設計がされている道路である。

○住宅が作られたことによって、流れてくる雨水の量が多くなるが、下の方にその影響はないのか。

●これから梅雨のシーズンにもなることから、現場の状況を見て何ができるかを判断する。

○近くには急傾斜地で土砂災害の問題になるところがあるが、この箇所は土砂災害の対象になる場所ではないのか。

●急傾斜地の場所ではない。

議案第53号 市道路線の廃止 について

○買取り申請による廃止ということだが価格はいくらか。

●全体の売払い予定価格は、約25万円である。

○市道E第671号線を廃止することに周辺地権者の合意はとれているのか。

●売払いに関しては、毎回周辺の同意を得て進めている。

議案第54号 市道路線の廃止 について

○廃止する起点から市道幹第15号線間の道路に関して、月見野団地の中にあつたということは、この上に家が建っていたのか。

●昭和31年に月見野団地が建てられたときには、赤道が入っていて、その上に市営住宅が建っていた状態になる。

○月見野団地がなくなったのは十何年も前で、入曽駅東口土地区画整理事業を断念してから8年を経過しているが、道路の廃止認定が今の時期になったのはなぜか。

●当該土地においては、平成25年度までは入曽駅東口土地区画整理事業の代替地を予定していたが、事業を見送ったことから平成28年3月に跡地の方針の決定を機に、市の歳出を抑える整備の検討に時間を要した。北側にある市道との接続や雨水浸透井及び認定予定の中央の道路部分や、市営住宅の跡地の売却の予定の分筆、隣接する地権者全員の境界の確認などに時間を要したことから、この時期に道路の廃止認定となった。

○月見野団地は更地になって13年も経過している。事務を早急に行うことについての見解は。

●できるだけ事務は簡潔に素早くということを念頭にやっつけていかなければならないことについては、ここで改めて感じているところである。こういったことについてはできるだけ意思決定を早く進めるように今後は取り組んでまいりたいと考えている。との答弁。

議案第55号 市道路線の認定 について

○幅員1.52メートルは市道として認定できるのか、また幅員4メートルという基準との関係は。

●基準的には1.52メートルでも認定をかけている路線もあり問題ない。4メートル以上の道路というのは、建築基準法で建物が建つ道路となるので、ここは幅員1.52メートルであり、建築基準法の42条二項の道路ということから、セットバックをして4メートルの道路が必要という形の道路となる。

議案第56号 市道路線の認定 について

○終点のところに、16.38メートルの幅員があるが、その理由は。

●終点のところが16.38メートルという幅員を持たせた道路となるのは、その西側の通りがくの字になって幹15号線まで突き抜けていくが、現在砂利道の私道であり、建築基準法の42条二項道路という形になっているので、そこを救済するために市道との接道をした。

○この道路は、市の土地に対して市で作った道路で、この両脇はこれから販売するというものでいいか。

●両脇の土地はこれから売却ということになる。

○周りの土地は、普通財産として、行政財産からは外してあるということか。

●現在は行政財産だが、普通財産に変えて売却する予定である。

議請第1号 持続可能な社会の実現のために、脱炭素化、再生可能エネルギーの大幅な拡大を国に求める意見書提出に関する請願 について

本請願の紹介議員は、猪股嘉直議員、高橋ブラクソン久美子議員であり、紹介議員を代表して猪股嘉直

議員より請願趣旨の説明を受けた。

審査の手順としては、まず質疑答弁を行い、次に意見を発言する機会を設けた。

質 疑

○狭山市は、第3次環境基本計画の策定中であり、国を挙げてカーボンニュートラルの方向に大きく舵が切られたが、その中で請願することの意義をどのように考えているのか。

●政府も2050年のカーボンニュートラルについての見解を述べ、そのような雰囲気広がってきているということは事実だと思うが、問題認識が、まだ十分ではないという立場から、これを機にこの問題の理解が深まるように請願している。

○国と地方自治体との間で計画に乖離があってはならないと思うが、国に意見を求めることと、市の計画との整合性はどのように図るべきと考えるかとの質疑に。

●国の政策を良いものにし、地方自治体を後押ししながら、国との考えが一緒になり、良いものができるように背中を押すという立場で、この請願をした。

○参議院の本会議において改正の地球温暖化対策推進法が、全会一致で可決成立している。脱炭素社会の実現が、法的に初めて位置づけられた非常に大きな意味があるが、今の国の状況から考えると、この意見書を提出することについて、整合及び意義というものはどのように考えるか。

●本年5月に、国会で全会一致で可決した法案があるにもかかわらず請願するのは、今の気候変動により毎年のように災害が起きている日本の現状や島国がどんどん水かさが増して消えていくような状況に、早く手を打たなければならないという思いで今回の請願をする。

意 見

○重要な請願の一つであり時宜にかなっている。国の改正温暖化対策推進法ができたとしても国民一人一人がこの再生可能エネルギーを強力に進めて欲しいと声を上げていかなければならない。

○国への意見書は国政への反映を求めるものであり、国会において全会一致で改正温暖化対策推進法が成立した現在の状況では、意見書を出す意義が薄れているのではないか。

○国へ意見書を出すことは、地方議会としての大事な役割であるということは受け止めている。今回、初めて脱炭素の取組の法的な位置づけや政策の方向性、継続性が明確に示されたことにより、国、地域、企業に対しては、脱炭素の取組、また投資という部分も含め非常に促進が図りやすくなる。願意については賛同したいが、意見書を国に提出することについては、今後の推移を見守りたい。

○他の国々が脱炭素化、再生エネルギー拡大の目標を掲げ、推進している情勢である。日本においても、国をあげて推進するとなっているが、それを急ぐ必要がある。国に対して後押しする立場での請願である。